Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



令和4年3月14日 海事局船員政策課

船員の労働時間管理の電子化・効率化を支援します! 【第2弾】 ~「船員向け労働時間管理システム」要件定義書の公表~

国土交通省では、本年4月の改正船員法の施行に向けて、船員の労働時間の記録・管理の電子化・効率化の取組を支援しています。今般、労働時間管理を電子的に行うためのシステム開発を支援するため、システムの要件定義書を「船員の働き方改革」特設ウェブページにおいて公表します。

1. 背景 • 経緯

海事産業強化法(令和3年5月21日公布)により船員法が改正され、令和4年4月以降、船舶所有者は、船員の労務管理を行う主たる事務所において労働時間の 把握や記録を行うことが求められます。

船員の労働時間管理を適正かつ効率的に行うには、電子的な方法による記録・管理に移行することが望ましい一方、現状においては、船員向けの労働時間管理システムが広く普及している状況にありません。このため、国土交通省では、労働時間管理システムの開発・普及を促進する観点から、令和3年度当初予算事業として、開発の前半の工程である要件定義書*を作成しました。

※システム開発は、①要件定義、②設計、③製造、④テストといった工程を経て商品化される。 要件定義書とは、①の工程において、システムの目的の実現のために実装しなければならない 機能などを文書にまとめたものをいう。

2. 要件定義書の概要

要件定義書では、陸上業種向けに普及しているシステムの機能を参考に、改正船員法の規定や船舶所有者からの意見、さらには導入費用や利用者負担の軽減も考慮しつつ、以下の3つの機能によりシステムを構成・運用することを提案しています。

【システム概要(詳細は別紙参照)】

①打刻システム:船員が労働時間等を入力

②船内管理者用システム:船員が入力した労働時間等を船長等が確認

③労働時間管理システム:事務所において、労務管理責任者が労働時間等を把握・管理

システム会社において船員向け労働時間管理システムの開発を行う際や、船舶所有者においてこうしたシステムの導入を検討する際には、本要件定義書の内容を参 照頂き、開発・検討に活用頂ければ幸いです。

なお、今後、システムの開発促進に向け、令和3年度補正予算事業として、この 要件定義書を基にして、システムの試作や実船検証を行う予定です。

★「船員向け労働時間管理システム」要件定義書は、「船員の働き方改革」特設ウェブページ内のお役立ちツールに掲載しています。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000026.html



【問い合わせ先】

海事局船員政策課 岡村、平山

(代表) 03-5253-8111 (内線 45-145、45-116)

(直通) 03-5253-8652 (FAX) 03-5253-1643

参考:船員向け労働時間管理システムの概要



①打刻システム

- ◆労働時間や作業種別の記録
- ◇勤務表の確認
- ◇労務管理記録簿情報の閲覧等

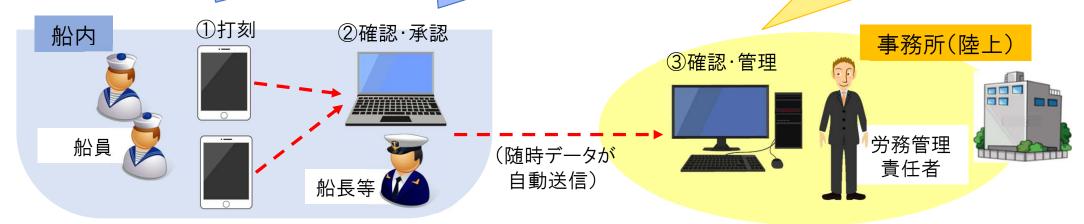
◇は任意(オプション)機能

②船内管理者用システム

- ◆船員が記録した労働時間、作業 種別の確認·承認(一覧表示)
- ◆安全臨時労働等の記録
- ◆運航スケジュール登録

③労働時間管理システム

- ◆船員等の基本情報管理
- ◆休日・休暇の登録
- ◆労務管理記録簿への出力
- ◆法令遵守チェック·アラート表示 等



<各システム画面レイアウトイメージ>





